

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業等基盤強化税制(中小企業情報基盤強化税制)	
2	要望の内容	・製造業や卸売業、サービス業などの中小事業者が行う情報基盤強化設備等について、取得額の7%の税額控除又は30%の特別償却を措置する「中小企業等基盤強化税制(中小企業情報基盤強化税制)」について、対象業種及び対象設備の見直しを行った上で適用期限を2年間延長する。	
3	担当部局	情報流通行政局情報セキュリティ対策室	
4	評価実施時期	平成22年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成18年度 情報基盤強化税制創設。 平成20年度 同税制について、大企業の利用を制限、中小企業の利用を緩和し、2年間延長。 平成22年度 情報基盤強化税制を廃止。中小企業等基盤強化税制を拡充し1年間措置(中小企業情報基盤強化税制の創設)	
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日～平成25年3月31日(2年間)	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業をはじめとする我が国企業の戦略的IT投資を促進し、ITの利活用を通じた生産性の向上等を促進する。 また、情報セキュリティ脅威の高度化・巧妙化に伴い、高度なサイバー攻撃が多発している。情報セキュリティ対策が遅れがちな中小企業含め国内企業におけるセキュリティ対策の実施状況を向上させ、安心・安全なインターネット環境の実現を図る。 ----- 《政策目的の根拠》 「産業構造ビジョン」(平成22年6月 産業構造審議会産業競争力部会) 「国民を守る情報セキュリティ戦略」(平成22年5月 情報セキュリティ政策会議) 「情報セキュリティ2010」(平成22年7月 情報セキュリティ政策会議) 「情報経済革新戦略」(平成22年5月 産業構造審議会情報経済分科会) 「新たな情報技術革新戦略」(平成22年5月 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定) 「新たな情報通信技術戦略 工程表」(平成22年6月 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)
		② 政策体系における政策目的の位置付け	V. 情報通信(ICT政策) 4. 情報通信技術利用環境の整備
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業をはじめとする我が国企業の生産性向上を加速化していくためには、セキュリティを確保しつつ、IT投資の中でも特に企業の競争力強化や、経営の最適化実現に資するような戦略的IT投資の拡大を図っていくことが必要であり、このような戦略的IT投資を促進していくことで、我が国の国際競争力強化を図る。 また、ファイアウォール、IPS/IDSやWAFといった税制対象製品の普及により中小企業の情報セキュリティ対策を向上させ、不正アクセス等のサイバー犯罪被害を防止する。

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》          企業経営をITにより最適化する企業の割合を米国並みの50%以上とする。          また、中小企業における企業経営をITにより最適化する企業の割合を2020年度までに40%に引き上げる。          さらに、税制対象製品の普及率を上昇させ、一般企業の不正アクセス行為等の被害件数、個人情報漏えい件数を低下させる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》          中小企業情報基盤強化税制を2年間措置し、平成24年度末までに、中小企業における企業経営をITにより最適化する企業の割合26%を達成する。          また、ファイアウォールのみならず、今年度から対象として拡充されたIPS/IDSやWAFといった情報セキュリティ対策製品の普及率の増加により中小企業の情報セキュリティ対策を向上させ、不正アクセス等の情報セキュリティ被害を防止することは、安心・安全なインターネット環境の実現に寄与する。</p>	
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成20年度、大企業の税制適用額上限設定や中小企業適用可能額の引下げなどの税制改正を行い、中小企業による適用数割合が増加。          《情報基盤強化税制の適用件数》          平成19年度 1,977件(内 中小企業 1,436件、その比率73%)          平成20年度 1,669件(内 中小企業 1,317件、その比率79%)          出典:国税庁「会社標本調査」</p>
		② 減収額	<p>平成20年度、大企業の税制適用額上限設定や中小企業適用可能額の引下げなどの税制改正を行い、中小企業による適用数割合が増加。          《情報基盤強化税制の税額控除適用額》          平成19年度 763億円(内 中小企業 44億円、その比率6%)          平成20年度 128億円(内 中小企業 15億円、その比率12%)          平成21年度 628億円(内 中小企業 155億円、その比率25%)          平成22年度 319億円(制度全体の減収額)          出典:(平成19~20年度)国税庁「会社標本調査」、          (平成21~22年度)財務省試算</p>
		③ 効果ないし達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成18年4月~平成25年3月)          平成18年度から措置した情報基盤強化税制によって、企業経営をITにより最適化する大企業の割合は目標としている50%に近付き、生産性の向上や国際競争力の強化が図られたことから、平成21年度末で税制による支援は終了。          一方、中小企業における企業経営をITにより最適化する割合は依然低位にとどまることから、生産性の向上に資する質の高いIT投資を促進し、中小企業の生産性改善、我が国経済の底上げを推し進めていく。          また、大企業については情報セキュリティ対策が向上しているところだが、情報セキュリティ脅威の高度化・巧妙化に伴い、高度なサイバー攻撃が多発しており、引き続き中小企業を中心とした情報セキュリティ対策支援が必要。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年4月~平成25年3月)          企業経営をITにより最適化する企業の割合は、50%の目標に対し32.2%。このうち、中小企業について見ると19.7%となっており、前年同期比5.9%増加している。          また、企業におけるファイアウォール導入率は本税制措置により増加(H18年:51.3%→H21年57.1%*1)している。          一方、情報セキュリティ脅威の高度化・巧妙化に伴い、高度なサイバー攻撃が多発しており、個人情報漏えい件数や一般企業の不正アクセス行</p>

		<p>為の被害件数増減を繰り返している。また、今年度から対象として拡充されたIPS/IDSについては、導入率はH21年度において1割程度*1となっており、情報セキュリティ対策への支援が引き続き必要。</p> <p>*1：平成21年通信利用動向調査</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成23年4月～平成25年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業情報基盤強化税制が措置されなかった場合、年間300億円以上IT投資額が減少することが見込まれる。</li> </ul> <p>また、本税制が延長されず、中小企業における情報セキュリティ対策が遅れると、対策が十分でない企業自身の被害のみならず、当該企業を利用したことのある一般利用者・個人の重要な情報が被害にさらされることとなる。(※過去の事例を見ると、数万件単位の個人情報漏えい起きると、被害者への補償額を含め数億円規模の損害が生じる。)本税制を措置することにより中小企業の情報セキュリティ対策が促進され、日本の安心・安全なネットワーク環境の実現に寄与することとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成23年4月～平成25年3月)</p> <p>経済効果として、IT投資の押上げ効果を試算すると、減税額1に対し、約1.57倍の効果が見込まれる。</p> <p>(国内中小企業IT投資額(※1)－情報基盤強化税制が措置されていなかった場合のIT投資額(※2))÷減税額≒1.57</p> <p>(※1)生産動態統計(機械統計)確報(経済産業省)、特定サービス産業動態統計調査(経済産業省)、業界団体による調査結果等をもとに推計</p> <p>(※2)平成22年7月「情報基盤強化税制に関するアンケート調査」をもとに推計(n=1,700)</p> <p>また、本税制による平年度ベースの減税額は約2億円と見込まれる。一方、中小企業における情報セキュリティ対策が遅れると、対策が十分でない企業自身の被害のみならず、当該企業を利用したことのある一般利用者・個人の重要な個人情報被害にさらされることとなる。(※過去の事例を見ると、数万件単位の個人情報漏えい起きると、被害者への補償額を含め数億円規模の損害が生じる。JNSA調査では、情報漏えい一件当たりの平均想定損害賠償額は、2億6,683万円。)本税制を措置することにより中小企業の情報セキュリティ対策が促進され、日本の安心・安全なネットワーク環境の実現に寄与することとなり、減税額以上の効果が見込まれる。</p>
9	<p>相当性</p> <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等</p>	<p>・中小企業がIT化によって高度化や効率化を図るべき内容(物流管理、在庫管理、営業支援など)は、業種によって異なるとともに、またIT化の進展状況も企業ごとに異なるため、投資対象を限定して支援するような補助金による助成はなじまない。</p> <p>・このため、生産性向上が図られ、かつ高度な情報セキュリティを備えるなど、一定の要件は課すものの、各社のIT化の状況やニーズに応じて構築するシステムの内容を選択することが出来る制度設計が可能な、税制による資金面での支援が最適である。</p> <p>また、我が国企業における情報セキュリティ対策をあまねく向上させ、安心・安全なインターネット環境を実現することは我が国全体の課題であり、税制措置による幅広い効果を発揮させることが適当。</p> <p>○企業が戦略的なIT投資(情報基盤強化税制の対象設備への投資)を進めるには、①経営者による戦略的IT投資の重要性の理解、②戦略的IT活用を実現する人員の確保、③資金的制約の緩和の3つの要素を備えている必要がある。</p>

	<p>との役割 分担</p>	<p>る。</p> <p>○一方、これら3つの要素のうちどの要素が備わっていないかは企業によって状況がまちまちであるため、戦略的IT投資を促進するには、企業がこれら3つの要素を備えるよう施策を並行的に進めていくことが求められる。</p> <p>《企業の戦略的IT投資促進のための措置》</p> <p>①戦略的IT投資の重要性に対する理解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未だにIT投資の重要性に対する理解が進んでいない中小企業経営者に対する研修等を実施するための予算を措置。</li> </ul> <p>②戦略的IT活用実現のための人員確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CIO(Chief Information Officer)やITコーディネータなど、中小企業における戦略的IT投資を実践する者を育成するための予算を措置。</li> </ul> <p>③資金的制約の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本税制によって資金面から戦略的IT投資を支援。</li> </ul>
	<p>③ 地方公共 団体が協 力する相 当性</p>	<p>本税制措置によって、中小企業がIT化によって経営の最適化をし、生産性の向上を実現することは、ミクロでは企業の増収増益効果が、マクロではGDPの成長を促進する効果など、減税額を上回る経済波及効果が期待され、結果的には法人事業税や償却資産税の税収増や、イノベーションの発揮による新たなビジネスの創出、雇用の増加など地方経済の活性化に資する。</p>
<p>10 有識者の見解</p>		<p>(平成 22 年 1 月 「ITと生産性に関する日米比較:マクロ・ミクロ両面からの計量分析」 東京大学大学院教授 元橋一之)</p> <p>「日本企業がITの活用によってより高い生産性レベルを目指すためには、全社的なITシステムの再構築が必要となる。」</p> <p>「企業における<b>戦略的なIT投資を推進するための政策も重要</b>である。平成 20 年度税制改正で<b>IT投資減税(情報基盤強化税制)</b>の対象設備に「連携ソフトウェア」(部門間や企業間の壁を超えた情報資産の連携を行うためのソフトウェア)が対象となったが、<b>着実な実施を図っていくことが重要</b>である。」</p> <p>(平成 22 年 2 月 産業構造審議会 上野委員発言)</p> <p>「中小企業のIT基盤が脆弱であることを認識して頂きたい。特に大企業と中小企業のIT環境の接続が十分にできていない、EDIを十分にできていない。ものづくりの技術力があっても、ITと両方相またないと国際競争ではとても勝てない。」</p>